

市川市自主防犯活動員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に資するために委嘱する市川市自主防犯活動員（以下「自主防犯活動員」という。）及び市川市自主防犯活動団体（以下「自主防犯活動団体」という。）に関し、その委嘱、活動内容等について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第2条 市長は、市川警察署長若しくは行徳警察署長、市川市防犯まちづくり推進協議会（市川市防犯まちづくりの推進に関する条例（平成17年条例第6号）第15条第1項に規定する市川市防犯まちづくり推進協議会をいう。）又は市民部長から推薦を受けた個人又は団体のうち適当と認めるものを自主防犯活動員又は自主防犯活動団体として委嘱する。

2 市長は、前項の規定により委嘱をした個人又は団体に対し、委嘱状（別記様式）を交付する。

3 自主防犯活動員及び自主防犯活動団体（以下「自主防犯活動員等」という。）の委嘱期間は、2年とする。ただし、年度の途中において委嘱された自主防犯活動員等の委嘱期間は、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 前項の規定は、自主防犯活動員等の再委嘱を妨げるものではない。

(活動内容)

第3条 自主防犯活動員等の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを行うこと。
- (2) 防犯に関する広報、街頭キャンペーン等を行うこと。
- (3) 身近な場所での犯罪を防止するために必要な活動を行うこと。
- (4) その他必要と認める自主防犯活動を行うこと。

(遵守事項)

第4条 自主防犯活動員等は、法令等を遵守し、誠実かつ公正に自主防犯活

動を行わなければならない。

- 2 自主防犯活動員等は、その信用を傷つけ、又は不名誉になるような行為をしてはならない。
- 3 自主防犯活動員及び自主防犯活動団体の構成員は、自主防犯活動を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その委嘱期間が終了した後も、同様とする。
- 4 自主防犯活動員及び自主防犯活動団体の構成員は、研修を受講すること等により、自主防犯活動の能力の向上を図るよう努めるものとする。
- 5 自主防犯活動員等は、自主防犯活動を行うに当たっては、千葉県警察本部、市川市市川地区防犯協会、市川市行徳防犯協会その他の関係機関と連絡を密にし、その活動中に不審者等を発見した場合には、速やかに、市川警察署、行徳警察署又は付近の交番への連絡等の必要な措置をとるものとする。

(報告)

第5条 自主防犯活動員等は、年1回以上その活動状況を市長に報告するものとする。

(必要な物品の貸与等)

第6条 市長は、腕章その他の自主防犯活動員等が自主防犯活動を行うために必要な物品を貸与するものとする。

- 2 自主防犯活動員等は、委嘱期間が終了したとき、又は次条の規定により解嘱されたときは、速やかに、前項の規定により貸与された物品を市長に返還しなければならない。

(解嘱)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自主防犯活動員等を解嘱することができる。

- (1) 自主防犯活動員等がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 自主防犯活動員が心身の故障等のため、自主防犯活動の実施に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 自主防犯活動員等としてふさわしくない非行があったとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。